

I 退職手当共済制度の概要

3 被共済職員に関する事項

① 加入対象職員

1 被共済職員

加入対象となる職員（被共済職員）とは、共済契約者（経営者）に使用され、かつ、共済契約者の経営する社会福祉施設等及び特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に常時従事することを要する、次のアからウに該当する職員です。

加入要件を満たす職員は、非常勤職員、嘱託職員及びパート労働者等を含め全員加入させなければなりません。（参考：共済法第2条）

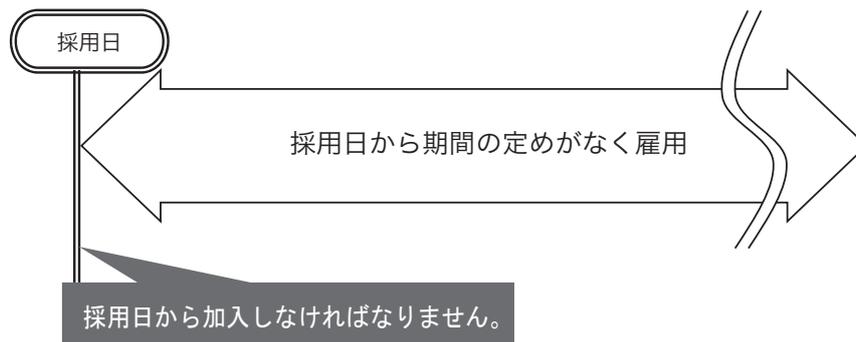
就業規則等で「正規職員だけを加入させる」または「平成18年（あるいは平成28年）4月1日以降に採用した職員は加入させない」と定めたとしても、共済法の規定により加入要件を満たす職員は全員加入させなければなりません。

なお、試用期間中の職員であっても、加入要件を満たす場合は加入させなければなりません。

ただし、以下の施設を除きます。

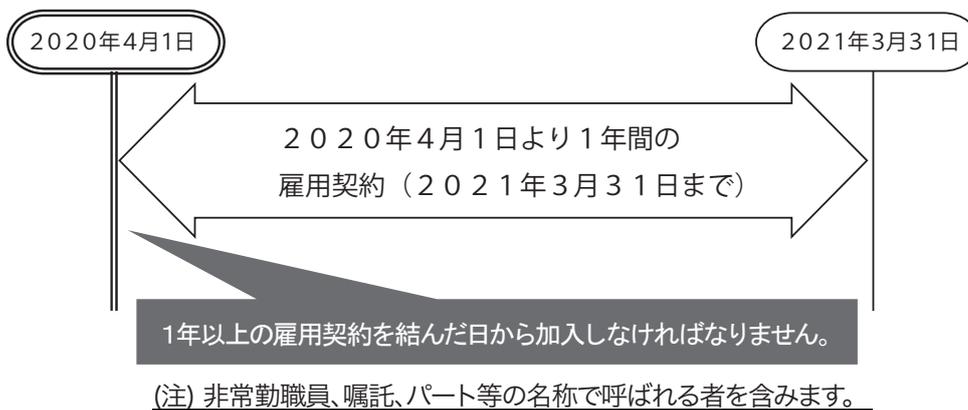
- 1 「平成18年4月1日以後加入させない届出（特別養護老人ホーム等）」を提出した特定介護保険施設等
- 2 平成18年4月1日以降に加入した被共済職員を部分解除した特定介護保険施設等（特別養護老人ホーム等）
- 3 「平成28年4月1日以後加入させない届出（障害者支援施設等）」を提出した特定介護保険施設等
- 4 平成28年4月1日以降に加入した被共済職員を部分解除した特定介護保険施設等（障害者支援施設等）
- 5 「施設を転換する日以後新たに使用する職員について加入させない旨の届」を提出した転換後の施設

ア 雇用期間に定めのない職員（いわゆる正規職員）は、採用日から加入。



イ 1年以上の雇用期間を定めて使用される職員（※）で、労働時間が就業規則で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者は採用日から加入。

※雇用期間に定めのない職員のうち、正規職員以外の者を含みます。

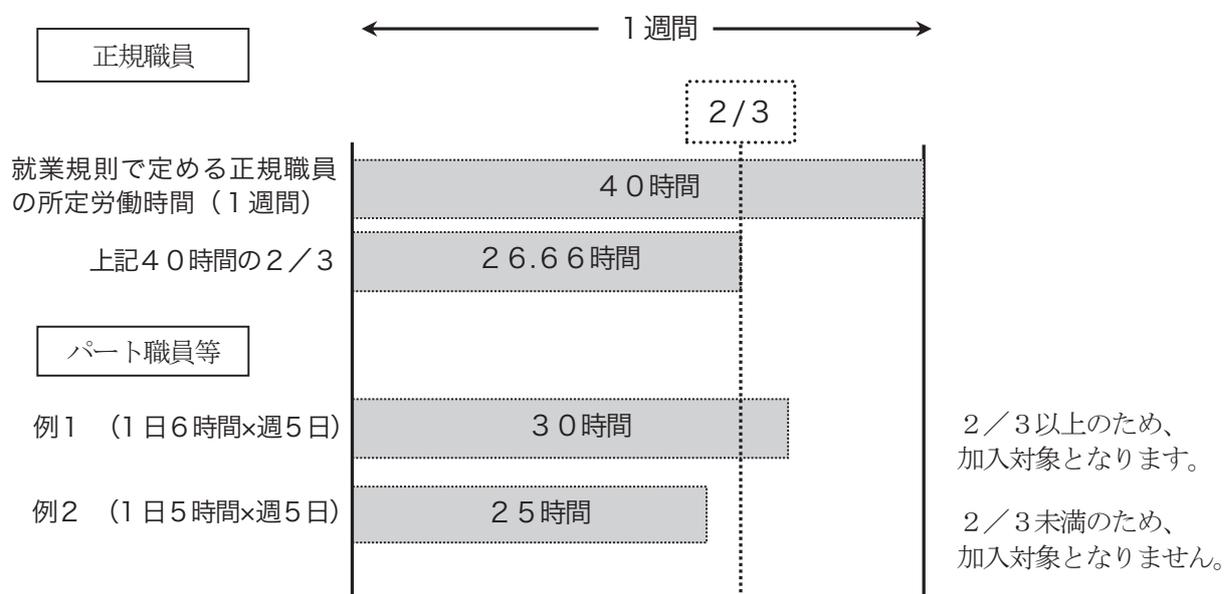


ウ 1年未満の雇用期間を定めて使用され、その期間の更新により引き続き1年を経過した職員で、労働時間が就業規則で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者は、採用から1年を経過した日から加入。



注1 所定労働時間の3分の2以上とは…

- 1 就業規則で定める正規職員の1日の所定労働時間が8時間、週40時間の場合
 → $40\text{時間} \times 2/3 \div 26.66\text{時間}$
 (日によって勤務時間が変わる場合は、一週間をならした所定労働時間の3分の2以上の職員が加入対象)



- 2 精神的若しくは身体的理由又は特別な事情がある者で、かつ、勤務すべき労働時間が所定労働時間数の2分の1を超え3分の2に満たない者については、加入について、当機構と協議することができます。

注2 次に掲げる者は、共済契約者に使用（共済契約者との間に雇用関係があり、かつ、事実上の使用関係が存在している）されていないため、被共済職員となりません。

- 1 共済契約者に雇用されていない者
 例えば、地方公共団体等に在籍し、共済契約対象施設等に出向している職員、警備保障会社又は高齢者福祉事業団及びその人材派遣会社等から契約対象施設等に派遣されている職員です。
- 2 共済契約者（法人）の理事長、理事等の役員
 ただし、施設長等の職員として兼務している場合（辞令や雇用契約書などで確認でき、職員としての給与を得ていること）であって、被共済職員の要件を満たすときは、加入が必要です。
- 3 共済契約対象施設を経営する個人（平成13年3月31日以前の共済契約者のみ）
 平成13年3月31日以前の共済契約者であって、共済契約対象施設を個人で経営する者は、施設長等として従事していても被共済職員となりません。
- 4 就労継続支援A型等の利用者
 施設又は事業所の利用者として作業に従事することにより工賃を受けている者は、被共済職員となりません。

2 社会福祉施設等職員・特定介護保険施設等職員・申出施設等職員の区別

被共済職員		
社会福祉施設等職員	特定介護保険施設等職員	申出施設等職員
ア 社会福祉施設等の業務のみに従事する者。	エ 特定介護保険施設等の業務のみに従事する者。	キ 申出施設等の業務のみに従事する者。
イ 社会福祉施設等の業務及び社会福祉施設等以外の施設等の業務を兼務する者で、社会福祉施設等の業務の労働時間が就業規則に定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者。	オ 特定介護保険施設等の業務と社会福祉施設等の業務を兼務する者で、社会福祉施設等の業務の労働時間が就業規則に定める正規職員の所定労働時間の3分の2に満たない者。	ク 申出施設等の業務と社会福祉施設等の業務を兼務する者で、社会福祉施設等の業務の労働時間が就業規則に定める正規職員の所定労働時間の3分の2に満たない者。
ウ 2以上の社会福祉施設等を経営する社会福祉法人の本部等に所属し、社会福祉施設等の <u>共通的管理業務（※）</u> に従事する者。	カ 特定介護保険施設等の業務と申出施設等の業務を兼務する者で、特定介護保険施設等の業務の労働時間が就業規則に定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者。	ケ 申出施設等の業務と特定介護保険施設等の業務を兼務する者で、特定介護保険施設等の業務の労働時間が就業規則に定める正規職員の所定労働時間の3分の2に満たない者。

※共通的管理業務とは...

- ① 措置費又は介護報酬の請求及び精算等に関する事務
- ② 予算、決算等会計経理に関する事務
- ③ 役職員の人事、給与並びに職員の福利厚生に関する事務
- ④ 社会保険及び退職手当共済等に関する事務
- ⑤ 施設の新築、増改築及び営繕等に関する事務
- ⑥ その他これらに準ずる施設の共通的事務

3 兼務職員等の所属

- (1) 社会福祉施設等、特定介護保険施設等及び申出施設等の3つの区分のうち、同一区分の2以上の施設等の業務に従事する職員は、その主として従事する施設等のいずれか1つに所属するものとして届け出てください。
- (2) 上記2のウ（共通的管理業務に従事する者）に該当する社会福祉施設等職員は、社会福祉施設等のいずれか1つに所属するものとして届け出てください。

4 特定介護保険施設等における職員の取扱い

(1) 特定介護保険施設等（特別養護老人ホーム等）における職員の場合

① 平成18年3月31日までに開設している特別養護老人ホーム等で「平成18年4月1日以後加入させない届出（特別養護老人ホーム等）」を提出している場合

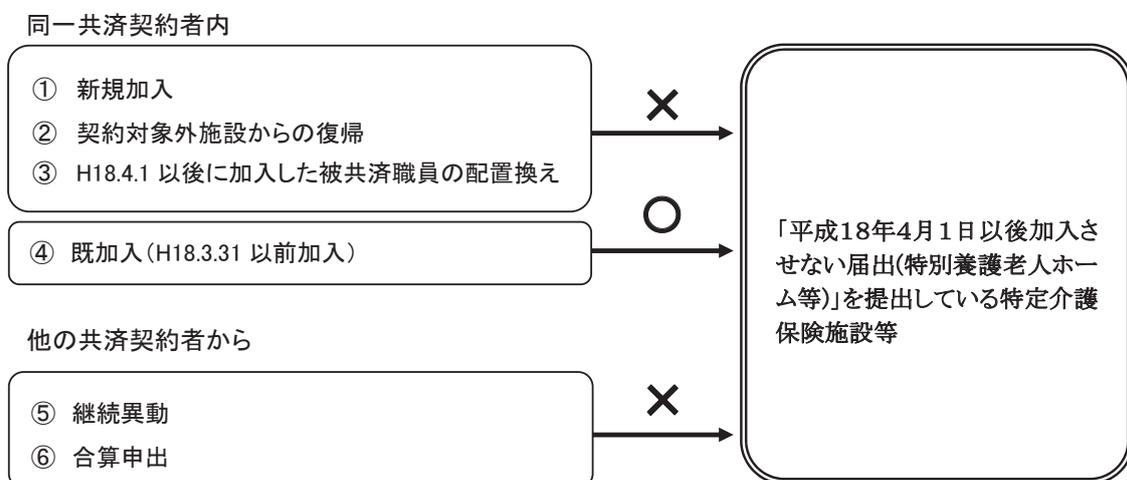
ア 「平成18年4月1日以後加入させない届出（特別養護老人ホーム等）」を提出した特定介護保険施設等においては、同一共済契約者における既加入職員（平成18年3月31日までに加入し引き続き被共済職員である者）のみ継続加入させるものとなりますので、以下の点にご留意ください。

- ① 平成18年4月1日以後に採用された職員は加入できません。
 - ② 平成18年4月1日以後に契約対象外施設等に異動（※）した職員及び平成18年3月31日までに契約対象施設等に復帰しなかった職員は、当該施設等に配置換えとなっても制度上の復帰はできませんので、制度上の退職又は契約対象外施設等異動のままとなります。
 - ③ 同一共済契約者の他の契約対象施設等において平成18年4月1日以後に加入し、当該施設等に配置換えをしてきた職員は、配置換えした日の前日をもって制度上の退職又は配置換えした日をもって契約対象外施設等異動となります。
 - ④ 既加入職員である平成18年3月31日までに同一共済契約者で加入した被共済職員の配置換えの場合だけが、当該施設に加入できます。この場合、引き続き公的助成の対象となります。
 - ⑤ 他の共済契約者に従事していた職員であって、継続異動を希望する場合であっても加入できません。（異動前の共済契約者での退職となります）
 - ⑥ 他の共済契約者に従事していた職員であって、合算申出を希望する場合であっても加入できません。（異動前の共済契約者での退職となります）
- （※）契約対象外異動とは、異動前と復帰後の被共済職員期間が合算できる制度ですが、次のいずれの条件も満たす必要があります。

ア 引き続き1年以上被共済職員である者（加入1年未満の職員は契約対象外異動できません）

イ 5年以内に再び同一共済契約者が経営する共済契約対象施設に復帰する予定がある者

※契約対象外異動した職員は特定介護保険施設等に復帰しても公的助成の対象とはなりません。（新規加入職員同様、単位掛金額の3倍が必要となります）



イ 「平成18年4月1日以後加入させない届出(特別養護老人ホーム等)」については、取下届(様式については機構より送付します。)を機構に提出することにより、取り下げることができます。この場合、届出日から加入要件を満たす職員は全て加入させなければなりませんので、遅滞なく「被共済職員加入届」を提出してください。

※なお、「平成18年4月1日以後加入させない届出(特別養護老人ホーム等)」については、平成18年度の制度改正時のみに受付けた届出であるので、遡って届出を受け付けることはできませんが、現在において平成18年3月31日までに開設している施設で、平成18年4月1日以降の加入について共済契約を部分解除する場合は、退職手当共済契約部分解除の手続きがこれに代わります。

② 平成18年3月31日までに開設している特別養護老人ホーム等で「平成18年4月1日以後加入させない届出(特別養護老人ホーム等)」を提出していない場合

ア 既加入職員及び新規加入職員(平成18年4月1日以後に在籍し、かつ、加入要件を満たしている以下の①から⑤までの者)は全て加入させなければなりません。

- ① 平成18年4月1日以後に採用された職員
- ② 平成18年4月1日以後に同一共済契約者の契約対象外施設等から復帰してきた職員
- ③ 同一共済契約者の他の契約対象施設等において平成18年4月1日以後に加入し、当該施設等に配置換えをしてきた職員
- ④ 平成18年4月1日以後に他の共済契約者の契約対象施設等から継続異動してきた職員
- ⑤ 被共済職員期間の合算申出を希望している職員

「平成18年4月1日以後加入させない届出(特別養護老人ホーム等)」を提出していない特定介護保険施設等

既加入職員(配置換え含む。)

平成18年3月31日までに加入した職員

引き続き公的助成の対象となります。

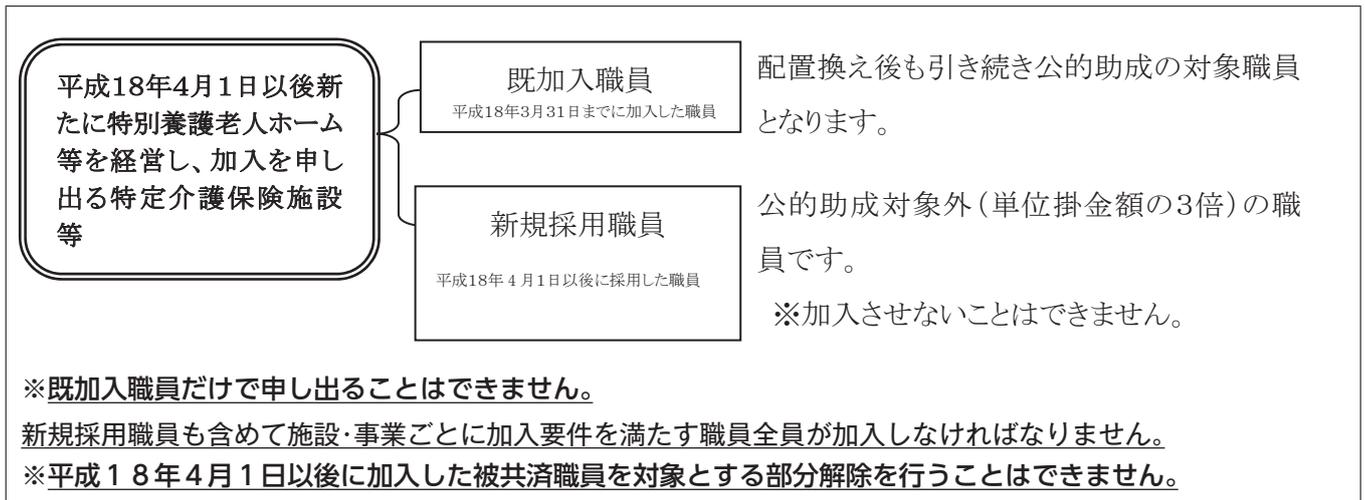
新規加入職員

公的助成対象外(単位掛金額の3倍)となります。

イ 平成18年4月1日以後に加入した被共済職員について「退職手当共済契約部分解除通知書」を提出した場合、当該施設における既加入職員以外の職員については、「平成18年4月1日」を「解除日」と読み替えて、前記4の(1)の①のアの扱いとなりますのでご注意ください。

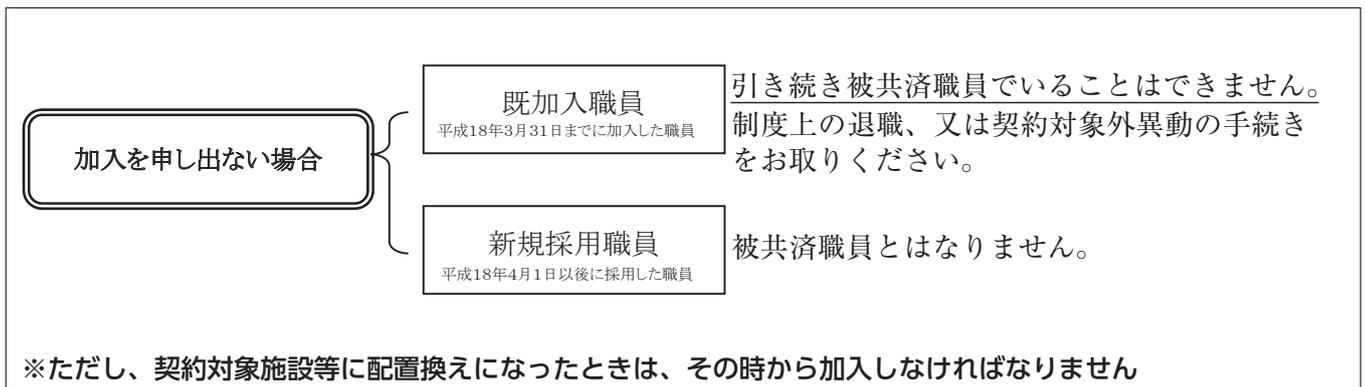
③ 平成18年4月1日以後に特定介護保険施設等に分類される特別養護老人ホーム等を新たに経営して加入を申し出る場合

機構に申し出て加入する特定介護保険施設等の既加入職員及び加入要件を満たす新規採用職員は、施設・事業ごとに全員加入させなければなりません。



④ 介護保険の指定を受けた特別養護老人ホーム等であっても、特定介護保険施設等として申し出ない場合

当該施設・事業に配置換えになる既加入職員については、引き続き被共済職員でいることはできませんので、制度上の退職又は契約対象外異動の手続きをしてください。



(2) 特定介護保険施設等（障害者支援施設等）における職員の場合

① 平成28年3月31日までに開設している施設等で「平成28年4月1日以後加入させない届出（障害者支援施設等）」を提出している場合

ア 「平成28年4月1日以後加入させない届出（障害者支援施設等）」を提出した特定介護保険施設等においては、同一共済契約者における既加入職員（平成28年3月31日までに加入し引き続き被共済職員である者）のみ継続加入させるものとなりますので、以下の点にご留意ください。

- ① 平成28年4月1日以後に採用された職員は加入できません。
- ② 平成28年4月1日以後に契約対象外施設等に異動（※）した職員及び平成28年3月31日までに契約対象施設等に復帰しなかった職員は、当該施設等に配置換えとなっても制度上の復帰はできませんので、制度上の退職又は契約対象外施設等異動のままとなります。
- ③ 同一共済契約者の他の契約対象施設等において平成28年4月1日以後に加入し、当該施設等に配置換えをしてきた職員は、配置換えした日の前日をもって制度上の退職又は配置換えした日をもって契約対象外施設等異動となります。
- ④ 既加入職員である平成28年3月31日までに同一共済契約者で加入した被共済職員の配置換えの場合だけが、当該施設に加入できます。この場合、引き続き公的助成の対象となります。
- ⑤ 他の共済契約者に従事していた職員であって、継続異動を希望する場合であっても加入できません。（異動前の共済契約者での退職となります）
- ⑥ 他の共済契約者に従事していた職員であって、合算申出を希望する場合であっても加入できません。（異動前の共済契約者での退職となります）

（※）契約対象外異動とは、異動前と復帰後の被共済職員期間が合算できる制度ですが、次のいずれの条件も満たす必要があります。

ア. 引き続き1年以上被共済職員である者（加入1年未満の職員は契約対象外異動できません）

イ. 5年以内に再び同一共済契約者が経営する共済契約対象施設に復帰する予定がある者

※契約対象外異動した職員は特定介護保険施設等に復帰しても公的助成の対象とはなりません。（新規加入職員同様、単位掛金額の3倍が必要となります）

同一共済契約者内

- ① 新規加入
- ② 契約対象外施設からの復帰
- ③ H28.4.1以後に加入した被共済職員の配置換え

×

- ④ 既加入（H28.3.31以前加入）

○

他の共済契約者から

- ⑤ 継続異動
- ⑥ 合算申出

×

「平成28年4月1日以後加入させない届出（障害者支援施設等）」を提出している特定介護保険施設等

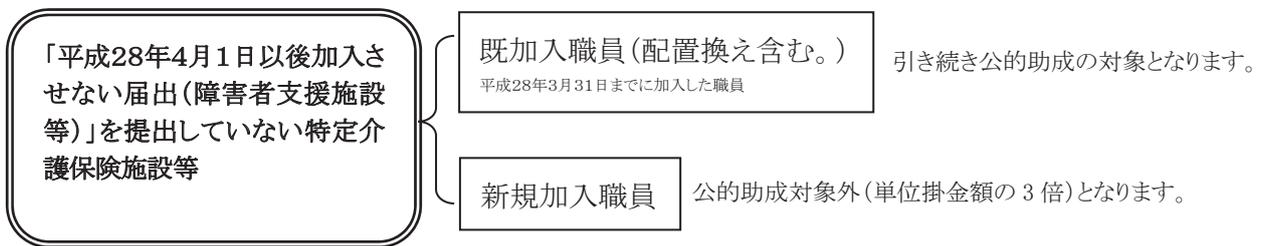
イ 「平成28年4月1日以後加入させない届出（障害者支援施設等）」については、取下届（様式については機構より送付します。）を機構に提出することにより、取り下げることができます。この場合、届出日から加入要件を満たす職員は全て加入させなければなりませんので、遅滞なく「被共済職員加入届」を提出してください。

※なお、「平成28年4月1日以後加入させない届出（障害者支援施設等）」については、平成28年度の制度改正時のみに受付けた届出であるので、遡って届出を受け付けることはできませんが、現在において平成28年3月31日までに開設している施設で、平成28年4月1日以降の加入について共済契約を部分解除する場合は、退職手当共済契約部分解除の手続きがこれに代わります。

② 平成28年3月31日までに開設している施設等で「平成28年4月1日以後加入させない届出（障害者支援施設等）」を提出していない場合

(ア) 既加入職員及び新規加入職員（平成28年4月1日以後に在籍し、かつ、加入要件を満たしている①から⑤までの者）は全て加入させなければなりません。

- ① 平成28年4月1日以後に採用された職員
- ② 平成28年4月1日以後に同一共済契約者の契約対象外施設等から復帰してきた職員
- ③ 同一共済契約者の他の契約対象施設等において平成28年4月1日以後に加入し、当該施設等に配置換えをしてきた職員
- ④ 平成28年4月1日以後に他の共済契約者の契約対象施設等から継続異動してきた職員
- ⑤ 被共済職員期間の合算申出を希望している職員



(イ) 平成28年4月1日以後に加入した被共済職員について「退職手当共済契約部分解除通知書」を提出した場合、当該施設における既加入職員以外の職員については、「平成28年4月1日」を「解除日」と読み替えて、前記4の(2)の①のアの扱いとなりますのでご注意ください。

③ 平成28年4月1日以後に特定介護保険施設等に分類される障害者支援施設等を新たに経営して加入を申し出る場合

機構に申し出て加入する特定介護保険施設等の既加入職員及び加入要件を満たす新規採用職員は、施設・事業ごとに全員加入させなければなりません。



※既加入職員だけで申し出ることはできません。

新規採用職員も含めて施設・事業ごとに加入要件を満たす職員全員が加入しなければなりません。

※平成28年4月1日以後に加入した被共済職員を対象とする部分解除を行うことはできません。

④ 障害者総合支援法等に関する障害者支援施設等であっても、特定介護保険施設等として申し出ない場合

当該施設・事業に配置換えになる既加入職員については、引き続き被共済職員でいることはできませんので、制度上の退職又は契約対象外異動の手続きをしてください。

